

ふことで、うち見た所、中々注意がよく届いて、繪も頗る見事に可愛らしく、全く幼稚園に適合する様に出来て居る。そして、談話の時にも、唱歌の時にも、手技の時にも使用の出来る様にしたのは著者の苦心した所であらう。か様な掛圖は、たゞに幼稚園に必要な丈けでない。どこの家庭に於ても、少しく子供の教育に注意する人は、皆一部求めて置く必要があらうと思ふ。定價は六枚で貳圓五十錢、送料が十五錢である。尙之に説明書かついて居る、定價は十錢、教育上繪畫の價値がら、右の掛圖の使用につきての注意を書いて居る。一讀の價値はある。

▲桃太郎合戦遊具

發賣元

東市本郷湯島六丁目五
いわしや分店

これは書物ではない、東京の追分小學校長乙訓氏の考案に成つた玩具である。鐵の臺のついた桃を置いて置いて、赤と白との球を持つて二組に分れて、其桃について居る旗を目かけてうちつける、そして、其球が甘く當ると、桃がバツと二つに分れて、其中から桃太郎が、ムツクと出る仕掛けな

のである。桃もよく出来て一見眞物の様である。之に甲乙二種あつて、甲種は三圓で乙種は二圓五十錢、球が一打十五錢、幼稚園だの小學校の初年級の玩具として、最も適當した新案のものだらう尙、小學校の運動會などで、今迄行はれた達摩こかしの代はりとしても宜しからうと思はれる。

入會轉居會費領收

入會

下谷區谷中初音町四ノ一三四

酒井冬子

福島縣筑紫郡住吉村大字春吉四五

紹介者中村五六
萩野政太郎

本郷區湯島六ノ五

紹介者東基吉
岩本金太郎

日本橋區靈岸島町ノ六

紹介者中村五六
福田吳子

日本橋區本町三ノ二

岩本藤吉

神田區山本町二十七

加藤花子

淺草區元鳥越町二、
本郷區湯島六ノ七

藤田直吉
岩本芳子

以上紹介者岩本金太郎
志田ナカ
府下北豊島郡高田村金乘院内
事務所中込

茨城縣立水戸高等女學校寄宿會

千葉縣東葛飾郡福田村三尾

本所區林町三ノ四十六

轉居

四ッ谷區坂町八十二大林一之方
 栃木縣安蘇郡葛生町葛生
 岩手縣膽澤郡相去村字六原小學校
 京都府立第二高等女學校
 韓國仁川幼稚園
 同 仁川港清國居留地

紹介者松村久

海老原万次郎

事務所申込

石川かね

事務所申込

石川美島

中村しん

赤穂千春

太田ため

吉川愛

小峯くり

會費收入 自明治三十七年十月廿五日 至全 年十一月廿四日

金額	年月	年月	姓	名
八〇	三七、五	三七、二	里田	定治
一〇〇	三七、四	三八、三	關野	千秋
六〇	三七、七	三七、二	高野	千代
四〇	三七、九	三七、二	小野	義倫
五〇	三七、六	三七、一〇	藤岡	とさき
一〇〇	三七、三	三七、二	藤岡	とさき
五〇	三七、八	三七、二	藤岡	とさき
一〇〇	三七、一〇	三七、二	藤岡	とさき
一〇〇	三七、四	三八、二	立花	せんげ
一〇〇	三七、三	三七、二	村上	せんげ
一〇〇	三七、二	三七、一	打越	まじさ
一〇〇	三七、二	三七、一	神代	まじさ

一〇〇	三七、四	三八、一	吉澤	貞幸
三〇〇	三七、九	三七、一〇	平塚	ふぢ
二〇〇	三七、九	三七、一〇	重野	政太郎
二〇〇	三七、九	三七、一〇	萩野	や
四〇〇	三七、七	三七、一〇	岡澤	へ
三〇〇	三七、七	三七、九	外山	か
三〇〇	三七、七	三七、九	柴田	さ
五〇〇	三七、九	三八、一	八田	さ
四〇〇	三七、九	三八、一	里村	な
一〇〇	三七、九	三八、一	下田	次郎
一〇〇	三七、六	三八、三	安田	る
一〇〇	三七、七	三八、四	林田	富美
一〇〇	三七、五	三八、二	安田	る
一〇〇	三七、八	三八、七	安田	る
一〇〇	三七、九	三八、六	安田	る
八〇	三七、四	三七、一	木村	一
七〇	三七、五	三七、一	阿知	和
六〇	三七、一	三八、四	志田	た
一八〇	三五、七	三六、一	小幡	た
五〇	三七、一	三七、一	原田	しゅん
五〇	三七、七	三七、一	奥田	誠
六〇	三七、一	三八、四	岩本	吉
六〇	三七、一	三八、四	福岡	花
六〇	三七、一	三八、四	加藤	直
六〇	三七、一	三八、四	藤岡	直
六〇	三七、一	三八、四	藤岡	直
六〇	三七、一	三八、四	藤岡	直
二〇〇	三七、一	三八、四	岩本	金
一〇〇	三七、一	三八、二	大賀	ふ
一〇〇	三七、一	三七、一〇	富岡	三郎
二〇〇	三七、九	三七、一〇	鳥居	三郎

二〇〇	三七、九	三七、一〇	吉村千鶴
二〇〇	三七、九	三七、一〇	立花はる
二〇〇	三七、九	三七、一〇	斯波やす
二〇〇	三七、九	三七、一〇	新井博次
四〇〇	三七、八	三七、一一	市原すみ

會 告

▲年末に迫り會務整理の都合有之候に付き會費未納の方は至急御納付相成

度候。

▲來る一月發行の本誌に掲載すべき玉稿は必らず本月十五日までに御送附下され度候

フ レ ー ベ ル 會

フ レ ー ベ ル 會 規 則

七十

- 第一條 本會ハ幼児保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ置ク
- 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼児保育ニ篤志ナルモノニシテ會員ノ紹介ヲ總ベシ
- 第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ獻出スベシ
- 第五條 令開名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ
- 第六條 本會ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ
 - 一 總會 毎年四月二十一日之ヲ開キ保育ニ關スル演説、談話、保育參列品幼児成績物展覧會、會務ノ報告、幹事ノ選舉等ヲナス會日ハ會長ノ意見ニヨリ之ヲ變更スルコトアルベシ
 - 一 常會 毎年二月、六月、十月、十二月ノ第一土曜日之ヲ開キ保育ニ關スル演説、談話、協議、實驗等ヲナス
 - 一 組合會 會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスル者ヲ以テ組織ス但シ別ニ組合會規約ヲ定メテ會長ノ承認ヲ經ルモノトス
- 第七條 前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件
 - 一 會長 一人 會務ヲ總理ス
 - 一 主幹 一人 會長ヲ輔佐シテ會務ヲ管理ス
 - 一 幹事 十人 會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ分掌ス
 - 一 評議員 若干人 重要ナル事件ニ關シ會長ノ諮詢ニ應ス
 - 一 第八條 會長ハ客員中ヨリ推薦スルモノトス
 - 一 第九條 主幹ハ會長ノ特選トス
 - 一 第十條 幹事ハ會員ノ互選トシ其任期ヲ二ケ年トス但シ毎年半数ヲ改選スルモノトス
 - 一 第十一條 評議員ハ會長ノ特選トス
 - 一 第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ設ケ又ハ書記ヲ雇入ルコトアルベシ
 - 一 第十三條 此規則ハ會員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニテラザレバ變更スルコトヲ得ス